

議案第1号 健全化計画の策定に係る対応について

- ◆ 平成22年度決算では、継続基準及び非継続基準についてもクリア
- ▶ 平成22年度決算にかかる掛金の引き上げ不要。
(平成23年9月22開催、第99回代議員会)
- ◆ 指定基金の指定(平成22年12月10日)
- ▶ 平成23年2月28日健全化計画策定、厚生労働大臣あて申請、認可を受ける。
- ▶ 平成22年度決算(平成23年3月31日)において、積立水準87%で指定基金継続：四半期ごとに検証実施中。
- ▶ 平成23年11月、財政運営基準の見直しにより健全化計画の再提出が必要となった。
- ▶ 平成24年1月26日、財政運営委員会において審議

財政運営基準等の見直しの経緯

1. 平成23年7月14日パブリックコメント(抜粋)

【趣旨】:(中略)。また、市場の**短期的変動が拡大**する中で、昨今の金融危機以降、企業年金の財政運営について様々な課題が指摘されているところである。このため、このような要望や課題を踏まえ、企業年金の制度運営の効率化や**財政の健全化**を図る観点から、以下の見直しを行う

(1) 財政運営基準の見直し(**平成24年度財政検証**から適用)

⇒緩和措置の延長、回復計画廃止の再考などの意見提出(信託協会)

(2) 健全化計画における利回り及び加入員数見込みの見直し:平成23年度指定分から適用(**当基金は平成22年度指定のため対象外**)とされていた。

⇒資産側と負債側で整合性がある利回りとなるよう再考を求める意見提出(信託協会)

(注) **決算代議員会**(平成23年9月)時点では、見直し後基準の適用対象には該当しておらず、**現行ルール**での対応として

・健全化計画は、現行掛金のままで基準を満たす

・非継続基準は、積立水準の回復計画を継続実施することにより対応できる

ことから、平成22年度決算では掛金引上げせずに**現行掛金のままで対応可能**である旨説明。

2. 平成23年10月6日追加パブリックコメント(抜粋)

(1) 指定基金健全化計画承認基準の見直し(承認基準の明確化、添付書類の簡素化等)

(2) 「**平成22年度以前指定基金(当基金もこれに該当)**」についても**計画の見直し**を求めること

に変更

⇒既指定基金については既存ルールでの運営を可能とするよう意見提出(信託協会)したが認められず。

3. 平成23年11月16日指定基金の要件に関する政令公布、健全化計画承認基準の一部改正通知発出

4. 平成24年1月(予定)財政運営基準通知等の改正

指定基金と健全化計画

● 指定基金とは・・・

・年金財政が悪化しているとして、厚生労働大臣から指定を受けた基金。
具体的には、3年連続して決算で資産が最低責任準備金の90%を下回った基金が対象(注1)

・582基金中81基金(14%)が指定を受けている。(注2)

・貴基金は平成22年11月に指定を受ける。

(注1) 今回の改正で対象拡大(後述)

(注2) 平成23年12月1日時点。うち31基金が平成23年度に新たに指定

● 健全化計画とは・・・

・指定基金の指定を受けた基金が、積立比率(注3)が90%を回復するための計画

・当基金は平成23年2月に現行掛金で回復する計画を提出済

(注3) 資産に対する最低責任準備金の比率

指定基金関連の通知

● 主な変更点

- ・指定の基準
 - ・3年連続して積立比率(注1)が90%未満
 - ・**単年度**で積立比率が**80%**未満…今回追加
- ・健全化計画の前提…6ページ参照
- ・健全化計画の承認について…7ページ参照

(注1) 資産に対する最低責任準備金の比率

● その他

- ・健全化計画の提出期限: 翌年の2月までに提出(注2)
- ・既に提出している基金も新しい基準で再作成
- ⇒ **新基準で作成した健全化計画を平成24年2月までに再提出が必要**
- ・回復計画も再作成が必要(注3)

(注2) 一定の条件を満たせば9月末までに提出することも可

(注3) 健全化計画と同じ前提で作成する必要があるため再作成となります。

健全化計画の前提

・ 前提の変更

⇒債務と資産で同水準の利回りを使用することになるため、利差益がほとんど見込めなくなる。

	変更前	変更後	影響
最低責任準備金(債務)の予測に用いる利回り(注1)	厚年本体利回りの過去5年の実績の平均	厚生年金の財政見通し利回り	利回り上昇 (債務増加)
年金資産の予測に用いる利回り(注1)	予定利率	厚生年金の財政見通し利回り(注2)	利回り低下 (資産減少) 5.5%→約3~4%
加入員数の見込み	将来にわたり加入員数が一定の前提	過去5年間の実績を反映	加入員数減少 (掛金収入減少)

(注1) これ以外の選択肢もあるが、変更前は平成22年度作成時に使用した前提(最も積立比率が高くなる前提)を、変更後は今回健全化計画を作成する場合採用されることとなる選択肢を記載しています。

(注2) 最低積立基準額の算定利回りが厚生年金の財政見通し利回りを上回る場合は、最低積立基準額の算定利回り

健全化計画の承認

● 従前

・5年以内に積立比率が90%に到達

⇒当基金は、平成22年2月に当時の基準に基づいて作成した健全化計画(自然回復。掛金・制度変更なし)を提出

● 変更後

・5年以内に積立比率が90%に到達。ただし、具体的措置の実施が見込まれ、積立比率が上昇(注1)する場合は承認。

⇒具体的措置(掛金引上げ、給付の見直し等)が必要。自然回復(注2)を前提とした計画は不可

⇒積立比率が少しでも上昇すればよい(注3)

⇒給付の見直し(給付減額)については、加入員は減額済。受給者は相応の効果が期待できるが、一方で資産流出も懸念される(逆効果となる場合あり)。

⇒**掛金引上げが必要**

(注1) 指定年度の前年度末(=平成21年度末の82%)と比較して上昇することが必要。

(注2) 健全化計画の前提の見直しに伴い、貴基金は現行掛金では自然回復しません。

(注3) 原則1%以上上昇することが必要となります。1%未満の場合は行政に相談が必要となります。

掛金引き上げと積立比率

- 健全化計画において90%を回復するために必要となる掛金は20‰回復計画(非継続基準)の基準達成のためにはさらに16‰(合計で36‰)の引き上げが必要

掛金引き上げ幅と積み立て比率の関係

掛金引き上げ幅	積立比率 (平成27年度末)	一人当たり掛金額 (注1) (月額)
1‰	改善しない	300円
4‰	1%UP	1,200円
20‰	90%クリアー	6,000円
36‰	回復計画基準クリアー	10,800円
2‰	0.1%UP	600円 (注2)

【参考】

(注1) 一人当たり掛金額は、給与を30万円と仮定

(注2) 本案を採用する場合、行政との相談が必要となります。

掛金率と掛金額

- ・掛金率1‰当りの掛金額。給与は30万円と仮定

一人当たり掛金額	金額	計算式	基金全体(注1)
月額	300円	30万円×1‰	2百万円
1年	3,600円	300円×12ヶ月	25百万円
4年(注2)	14,400円	3,600円×4年	約1億円

(注1) 基金の加入員数を6,800人としています。

(注2) 平成24年4月～平成28年3月(平成27年度末)までの4年間

- 掛金率が2‰なら掛金額も2倍 ⇒ 4年間で基金全体で約2億円
掛金率が4‰ならさらに倍 ⇒ 4年間で基金全体で約4億円
- 1億円は最低責任準備金(260億円:平成27年度推計額)の0.4%弱に相当(年金資産が1億円増加すれば、積立比率は約0.4%UPする)
- 掛金率1‰と業務経理からの繰入金1億円は、積立比率UPに関しほぼ同等の効果

財政運営委員会における対応方法

- ▶ 健全化計画において、積立比率90%をクリアするには20%の掛金引き上げが必要
- ▶ 積立水準回復計画をクリアするには36%の掛金引き上げが必要。
- ▶ 平成22年度決算に係る掛金の引き上げはない旨、基金だよりなどに掲載している。
- ▶ 平成24年3月31日は財政再計算の基準日であり、運用環境や基金体質の変更に係る掛金の見直しが生じることが考えられる。
- ▶ 積立水準が少しでも上昇すればよい。(0.1%の上昇)

今回は健全化計画の承認のための対応を優先させる。

積立水準を0.1%の上昇させるため次の事項を実施する。

業務経理（業務会計、福祉施設会計）は、事務費削減、保養所売却による減価償却費の取り崩し等により剰余金がある。

- ▶ 業務会計の事務費掛金の料率を現行3%より2%に引き下げ引き下げ分1%を、年金経理「特例掛金」として拠出する。
- ▶ 福祉施設会計の剰余金1億円を年金経理に繰入れる。

- ▶ 指定年度の前年（平成21年度）の積立水準82.4%⇒82.5%
- ▶ 平成24年1月27日、関東信越厚生局に事前相談に赴き、内諾を得る。当基金は2年間の掛金引き上げ猶予の措置を受けており、また、この3月31日が財政再計算であることを鑑み、掛金の引き上げを検討するよう申し渡された。

指定年金数理人からのコメント（最小限とした場合の留意点）

- 足元の平成23年度運用状況から積立比率悪化が予想される。
⇒平成24年度において健全化計画の**再修正**を求められる可能性あり
- 非継続基準については**未対応**。
- 指定基金の解除は積立比率が90%到達
その水準にはまだまだ遠い。また、仮に90%に達しても**105%**を目指す必要がある。
- **次回再計算**（基準日：平成24年3月31日）
 - ・再計算では不足金を全額解消する必要がある。
 - ・**不足金35億円**（平成22年度末時点）を解消すると約**10%**掛金UP必要
 - ・平成23年度も不足金が発生すればさらに掛金UP
 - ・掛金引き上げは**平成25年4月**から